諮問第155号の答申
毎月勤労統計調査の変更について（案）

本委員会は、諮問第155号による毎月勤労統計調査に係る変更について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

1　本調査計画の変更

（１）承認の適否

令和３年６月10日付け厚生労働省発政統0610第４号により厚生労働大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号に掲げる要件のいずれにも適合しているため、「毎月勤労統計調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

ただし、後記（２）エで指摘する事項については、計画の修正が必要である。

（２）理由等

ア　東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更

全国調査の対象事業所のうち、常用労働者500人以上の大規模事業所は全数を調査し、都道府県経由の郵送・オンライン調査により実施する計画であったところ、東京都の事業所では抽出調査を行っていた。

これを受けて、令和元年６月分調査から、東京都の500人以上規模の事業所のうち、調査対象から除外していた約750事業所を対象に、厚生労働省の直轄による郵送・オンライン調査を実施しているが、本申請では、令和４年１月分調査から、東京都において全数調査を行うこととするため、表１のとおり、調査系統のうち、「厚生労働省　－　報告者」を削除するものである。

これについては、東京都の500人以上規模の全数調査を可及的速やかに履行するために採られた措置を解除し、本来の調査系統に戻すものである。報告者の混乱が生じないような円滑な業務の移管について、厚生労働省と東京都との調整が進んでおり、円滑に移行できる見通しであることから、適当である。

表１　調査の移管に伴う調査系統の変更内容

現行計画	変更案
・全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 厚生労働省　－　都道府県　－　報告者	①　全国調査及び地方調査のうち、第一種事業所 配布： 厚生労働省　－　都道府県　－　報告者 取集： 〔郵送〕報告者　－　都道府県　－　厚生労働省 〔オンライン〕報告者　－　厚生労働省

現行計画	変更案
※調査員が報告者に対し、督促を行うことがある。 厚生労働省 － 報告者	※　第二種事業所の調査実施のために設置した調査員が、第一種事業所の報告者に対し、督促を行うことがある。 ※　令和４年１月分調査までは、厚生労働省から報告者に調査票を配布し、報告者が厚生労働省に直接郵送により報告を行う場合がある。

なお、厚生労働省による500人以上規模の事業所の調査は、令和３年12月分で終了するが、経過措置を令和４年１月分調査までとしている。これは、全数調査の対象である500人以上規模の事業所が、500人未満になった場合は、通常、第一種事業所の部分入替えの時期に調査を終了するが、第一種事業所の標本入替え月は入替え前の事業所も併せて調査することから、令和４年１月分までは厚生労働省が調査を継続する場合があるためである。

イ　特別調査の公表の期日の変更

本申請では、表２のとおり、特別調査の調査結果の公表の期日を変更することとしている。

表２　特別調査の公表の期日の変更

現行計画	変更案
調査を実施した年内に公表する。	調査を実施した翌年１月末までに公表する。

特別調査は、毎年８月１日から９月10日まで実施し、年内に公表することとしている。

しかしながら、12月上旬に取りまとめる調査対象事業所名簿と調査票に不整合がある場合には、12月中旬に再集計が発生することがあるため、正確な統計を確実に公表・提供できるように公表の期日を調査実施翌年の１月末に約１か月繰り下げるものである。

これについては、調査票の回収から審査・集計に至るまでの業務の実施状況を踏まえ、利活用に大きな支障のない範囲で公表期日を繰り下げるものであることから、やむを得ない。

ウ　調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更

本申請では、表３のとおり、調査票情報の保存期間及び保存責任者を変更することとしている。

表３　調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更内容

<table>
<tr><th>現行計画</th><th>変更案</th></tr>
<tr>
<td>
厚生労働大臣及び都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。
<table>
<tr><th>調査名</th><th>書類名</th><th>保存期間</th><th>保存責任者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全国調査及び特別調査</td><td>記入済み調査票</td><td>３年</td><td rowspan="2">厚生労働大臣</td></tr>
<tr><td>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td><td>永年</td></tr>
<tr><td>地方調査</td><td>記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td><td>３年</td><td>都道府県知事</td></tr>
</table>
</td>
<td>
厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）及び統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）並びに都道府県知事は、それぞれ、作成又は受領した調査票等を次の表の区分により保存する。
<table>
<tr><th>調査名</th><th>書類名</th><th>保存期間</th><th>保存責任者</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全国調査及び特別調査</td><td>記入済み調査票</td><td>調査を実施した年の翌年１月１日から１年</td><td>厚生労働省統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）</td></tr>
<tr><td>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td><td>永年</td><td>厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地方調査</td><td>記入済み調査票</td><td>調査を実施した年の翌年１月１日から１年</td><td>都道府県知事</td></tr>
<tr><td>調査票の内容を記録した電磁的記録媒体</td><td>永年</td><td>厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）</td></tr>
</table>
</td>
</tr>
</table>

具体的には、記入済み調査票の保存期間を「３年」から「調査を実施した年の翌年１月１日から１年」に変更するとともに、本調査のうち、全国調査及び特別調査に係る保存責任者を、厚生労働大臣から厚生労働省統計管理官（雇用・賃金福祉統計室長併任）に変更する。

これについては、始期を明確にしつつ、厚生労働省の他の月次の基幹統計調査と平仄を合わせたものであり、統計作成上も支障がないことから、適当である。

また、調査票の内容を記録した電磁的記録媒体については、本調査のうち、地方調査に係る保存期間を「３年」から「永年」に変更するとともに、保存責任者を厚生労働大臣又は都道府県知事から厚生労働省政策統括官付参事官（企画調整担当）に変更する。

これについては、本調査に係る諮問第97号の答申（平成29年１月27日付け統計委第２号）における今後の課題（後記２（２）参照）及び「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年２月６日総務省政策統括官（統計基準担当）決定。平成31年４月19日最終改正）において、「調査票の内容を記録した電磁的記録媒体は、原則として、期限の定めなく保存し続ける」とされていることを踏まえた変更であり、適当である。

エ　その他の変更事項

本申請では、前記アからウまでの変更のほか、実態に合わせて調査計画上の記載を詳細化するなどの変更を予定している。いずれも形式的な変更であり、おおむね適当である。

ただし、変更箇所のうち、報告を求める事項において、パートタイム労働者に係る労働者数を性別に調査しているにもかかわらず、記載がなかったことから、性別で報告を求める事項が明確になるよう、表４のとおり、修正する必要があることを指摘する。

表４　報告を求める事項に係る統計委員会修正案

項目	申請内容	修正案
５　報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間 （１）報告を求める事項	①　全国調査及び地方調査 イ～ハ　（略） ニ　常用労働者に係る性別労働者数、異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額及び特別に支払われた給与額 ホ　常用労働者に係る超過労働給与額及び特別に支払われた給与の名称別金額 ヘ　パートタイム労働者に係る***労働者数***、異動状況、出勤日数、所定内労働時間数、所定外労働時間数、きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額 ト　（略） （略） ②　特別調査 （略）	①　全国調査及び地方調査 イ～ハ　（略） ニ　常用労働者の次に掲げる事項 a　性別異動状況 b　性別労働者数 c　性別出勤日数 d　性別所定内労働時間数及び性別所定外労働時間数 e　性別きまって支給する給与額 f　超過労働給与額 g　性別特別に支払われた給与額 h　特別に支払われた給与の名称別金額 ホ　パートタイム労働者の次に掲げる事項 a　異動状況 b　***性別労働者数*** c　出勤日数 d　所定内労働時間数及び所定外労働時間数 e　きまって支給する給与額、超過労働給与額及び特別に支払われた給与額 ヘ　（略） （略） ②　特別調査 （略）

（注）表中の赤字斜体部分は、記載に誤りがあった箇所である。

２　公的統計の整備に関する基本的な計画、過去の答申における今後の課題への対応状況

（１）公的統計の整備に関する基本的な計画への対応状況

本調査については、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和２年６月２日閣議決定。以下「基本計画」という。）において、表５のとおり、検討課題が掲げられている。

表５　基本計画「別表今後５年間に講ずる具体的施策」（抜粋）

項目	具体的方策	担当府省	実施時期
1　国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (2)　経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	①　毎月勤労統計について、令和４年（2022年）１月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度（2018年度）以降も継続して公表する。	厚生労働省	令和４年(2022年)１月までに実施
	②　毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度）から実施
2　社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (3)　働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	③　労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウェブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用に資する有用性の高い情報の提供等に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度）から実施する。

（注）下線の番号は事務局が付した。

①について、厚生労働省は、令和４年（2022 年）１月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、現在移行期間中であるとしており、また、入替え方法を変更したことについての説明資料をホームページに掲載するとともに、継続標本による参考指標も公表を続けている。

また、厚生労働省は、更なる精度向上に向けて、厚生労働統計の整備に関する検討会の下にワーキンググループを立ち上げ、今後検討を行う予定であるとしている。

これらについては、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある。

②について、厚生労働省は、平成 30 年（2018 年）からローテーション・サンプリングを導入しており、現在移行期間中である。これに伴い、本調査の母集団として事業所母集団データベースを用い、毎年最新の母集団を用いるようにしており、また、抽出率逆数を用いた復元処理を行っている。

また、厚生労働省は、令和元年６月分調査から、東京都の 500 人以上規模の事業所の全数調査を実施するとともに、復元に必要なデータ等が存在しないため再集計を行うことができ

なかった平成16年から23年までの結果について「時系列比較のための推計値」を作成して公表した。

これらについては、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある。

③について、厚生労働省は、平成30年度（2018年度）に本調査のウェブサイトにおいて、本調査と労働力調査（基幹統計調査）の調査方法や調査事項の相違点、就業者・常用労働者などの用語の定義の対応関係を整理し掲載した。また、両調査の労働時間の算出方法や比較を行う際の留意点を掲載しており、適当である。

（２）過去の答申における今後の課題への対応状況

本調査については、過去の答申において、以下の検討課題が指摘されている。

○　諮問第141号の答申（令和２年７月10日付け統計委第12号）

①　厚生労働省は、本年度の特別調査に代わり、常用労働者５人未満の事業所を対象に代替調査を実施し、令和３年５月上旬に公表される令和３年１月から３月までのＱＥの雇用者報酬の推計に活用できるよう、令和３年４月末までに集計結果を公表すること。

その際、厚生労働省は、令和元年調査の回答情報等を有効に活用して回収率の低下に伴い懸念される精度悪化に対応するための補助情報を併せて作成し、調査結果を活用する者に提供すること

②　代替調査を従前の特別調査と比較し、どのような課題や影響があったかを調査実施後に分析するとともに、当該分析結果を踏まえ、行政記録情報やその他の情報の活用も含め、危機に強い特別調査の在り方について検討を行うこと。

③　常用労働者５人以上 30 人未満の事業所に対してこれまで実施してきた調査員及びオンラインによる調査方法に加え、郵送方式を併用する変更がどの程度統計に影響を与えたかを調査実施後に分析すること。

○　諮問第124号の答申（平成31年１月30日付け統計委第５号）

①　「毎月勤労統計及び毎月勤労統計調査に係る統計法の施行状況に関する意見」において具体的措置が求められている事項のうち、「２）調査計画に記載された 33,200 事業所を対象とする調査を履行すること」について、速やかに実施すること。

②　全数調査の実施に際しては、調査対象事業所に対し丁寧に説明を行うこと。

③　本件については、案件の重要性に鑑み、今後の進捗に関して適時適切に本委員会に報告すること。

○　諮問第97号の答申（平成29年１月27日付け統計委第２号）

調査票情報の長期保存を可能とするため、地方調査に係る調査票情報の保存体制（保存責任者及び保存期間）について、厚生労働省は、早急に都道府県と調整を行う必要がある。

諮問第141号の答申における検討課題①について、厚生労働省は、令和２年は特別調査の代替調査として「小規模事業所勤労統計調査」（一般統計調査）を実施し、令和３年４月

28 日に集計結果を公表している。公表に当たっては、小規模事業所勤労統計調査と令和元年特別調査の両方に回答した事業所に限定して令和元年特別調査を集計することで、回収率の低下等に伴う両調査の回収率の較差等の影響を可能な限り除去した比較情報を提供しており、適当である。

同じく②について、厚生労働省は、小規模事業所勤労統計調査においては、回収率の低下等の課題はみられたが、郵送・オンライン調査でも一定の結果が得られることを確認できたとしており、令和３年特別調査から、災害等により調査員調査の実施が困難な場合に限定して、郵送調査又はオンライン調査を実施可能とするよう計画を変更しており、適当である。

同じく③について、厚生労働省は、常用労働者５人以上 30 人未満規模の事業所について、調査員調査の実施が困難な場合の郵送調査を導入してからおおむね１年が経過することから、今後、各都道府県の郵送調査の実施状況を確認し、分析を行うとしており、引き続き状況を注視する必要がある。

次に、諮問第 124 号の答申における検討課題①について、厚生労働省は、令和３年１月と令和４年１月の部分入替え実施時に、段階的に調査対象事業所を増加させ、令和４年１月以降は調査計画どおりとなる見込みであり、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要がある。

同じく②について、厚生労働省は、令和元年６月から東京都の 500 人以上規模の事業所に対する全数調査を実施するに当たって、追加で調査対象となる事業所に対しては必要な説明を行ったとしており、適当である。

同じく③について、厚生労働省は、上記の実施状況等について、適時統計委員会に報告しており、適当である。

諮問第 97 号の答申における今後の課題への対応状況については、前記１（２）ウのとおり、本申請により変更することとしており、適当である。

以上